

企業年金の財政運営等に関する提言

平成 22 年 12 月 15 日
企業年金連合会

平成 20 年度の企業年金資産の運用状況は厳しく、多くの基金で資産が大幅に減少し、決算及び財政再計算に向けての財政運営の弾力化措置が行われた。その後、平成 21 年度の年金資産の運用状況は改善したが、平成 22 年度においてはいまだ不安定であり、年金資産や事業運営にも影響を与えている。また、現在のところ各国の金融・経済政策によって世界経済は最悪期を脱しつつあるが、円高等により日本経済は大きな打撃を受け、今後も企業業績については予断を許さない状況である。

現行の企業年金の財政運営基準は、比較的安定した資産運用環境を前提としており、現下のボラティルな状況を想定していない。そのため、現行の基準をそのまま適用することは、単年度の決算の不足金により掛金の引上げにつながる場合があり、ひいては短期的視野に立った企業年金の廃止論議を引き起こす可能性がある。

従業員や退職者の年金受給権を保護するためには、企業年金の存続が大前提であり、そのための条件整備として、今日の資産運用環境などに対応しやすい基準や制度の見直しが必要になっている。

については、企業年金がそれぞれの実情に応じた方法を選択し、長期にわたり安定的な制度運営を行うことにより、従業員の退職後の生活保障における企業年金の役割を引き続き果たせるようにするという観点から、緊急に対応すべき措置、できるだけ速やかに対応すべき措置等について、別添のとおり提言を行うものである。

なお、当連合会では、7月に「平成 23 年度企業年金税制改正に関する提言」を公表しており、今般、財政運営基準等に関する提言を取りまとめた。これら以外の事業運営等に関する課題については、今後、関係者からの意見等を踏まえ、対応する予定である。

・緊急に対応すべき措置

(1) 掛金対応猶予については、平成25年3月末まで延長する。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

世界的金融危機から2年を経過した我が国を取り巻く経済・金融の情勢は、その後に起きた欧州のソブリンリスクの拡大、あるいは長引く円高等の影響により不透明感が増大しており、企業業績の先行きは決して明るいものではない。

世界的金融危機が生じた時点で、その後に生じるこうした状況を予測し、企業年金連合会は平成21年2月、多くの会員基金の現場からの叫びを反映するとともに他の経済対策の年限と合わせる形で「(決算に基づく)掛金引上げを最長3年間凍結し、掛金変更に係る規約変更を平成25年3月31日まで凍結できる。」ことを提言した。

また、平成21年6月に行われた政府の「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置(案)に関する意見募集」に対しても、「過去に例を見ない市場のボラティリティの高まりと、回復のための期間が長引くという予測の中で、各企業年金が、適切かつ的確に対応するため、(掛金対応の)猶予期間を最長で3年とする。」ことを強く申し入れた。

残念ながらこれら提言、意見は政府の受け入れるところとならなかったが、その後の経済・金融情勢は企業年金連合会が危惧したとおりとなっており、政府においても「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」とそのための補正予算を取りまとめ、早期実施を目指しているところである。

企業年金を取り巻く以上のような状況と政府における財政運営基準の抜本的な検討状況を踏まえ、改めて財政運営基準改革のめどがつくまでの間、緊急的に掛金対応の猶予を平成22年度決算に関しても適用するよう提言する。

．できるだけ速やかに対応すべき措置

1．資産運用の環境に応じて機動的に対応する措置

(1) 許容繰越不足金の許容幅を拡大する。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

継続基準における許容繰越不足金の許容幅は責任準備金の15%（数理的評価を行っている場合は10%）としているが、資産運用におけるボラティリティが増大していることから、短期間で積立水準が上昇する幅や低下する幅も大きくなっているため、許容繰越不足金の許容幅を拡大する。

(2) 数理的評価の平滑化期間を延長する。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

企業年金の積立金の評価については、時価の短期変動を平滑化する数理的評価の適用が認められている。

資産運用におけるボラティリティが増大していることから、時価の短期変動を平滑化するという目的が十分達成されるよう、数理的評価を適用する場合の平滑化期間（5年）を延長する。

(3) 過去勤務債務の償却期間を拡大する。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

過去勤務債務については、3年以上20年以内の範囲内で償却をしているが、より早期の年金財政の健全化を図るため、過去勤務債務の一括償却を選択することや、掛金負担能力に応じて柔軟に償却することが可能となるよう、過去勤務債務の償却期間について、下限の3年をより短く、上限の20年をより長くし、償却期間を拡大する。

(4) 積立上限額までは、準備金のための掛金拠出を行うことができることとする。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

現下のボラタイルな資産運用市場を鑑み、将来の不足金に対応する準備金を構築するため、企業の実情に応じて、積立上限額の範囲内で、掛金拠出を行うことができることとする。

2. 財政運営基準等の見直しに関する措置

(1) 下方回廊方式(許容繰越不足金を超える不足金のみを解消)を恒久的な措置とする。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

現在、平成21年3月31日から平成24年3月31日を基準日とする財政検証に限り、特例措置として下方回廊方式を導入しているが、長期運営という企業年金の特性を踏まえ、これを特例的な措置から恒久的な措置とする。

また、財政再計算時にも下方回廊方式を任意で適用することができることとする。

(2) 財政検証について、継続基準のみ掛金対応を行う。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

現行の財政検証については、継続基準、非継続基準の検証を行っているが、制度の存続を前提として掛金が設定(継続基準)されており、資産運用のボラティリティが大きくなっている中で、長期的な視点に立って事業運営を行っていくため、掛金対応が必要な検証は継続基準のみとする。

なお、これまでの加入期間に対応する財政検証である非継続基準については、積立水準の把握を行う。

(3) 資産評価調整加算(控除)額を資産に加減する仕組みに改める。

(厚生年金基金)

継続基準の財政検証において、負債にあたる責任準備金は、資産評価調整加算額(数理的評価が時価評価を上回った額)が除かれたものとなっており、負債を減少させることで、数理的評価の効果が表れる仕組みとなっている。

一方で、責任準備金の下限は最低責任準備金とされていることから、その効果が十分に反映されない場合がある。(これに対して、確定給付企業年金においては、資産を増加させる仕組みとなっている。)

確定給付企業年金の場合と同様に、継続基準の検証において、資産評価調整加算(控除)額を資産に加減することにより、数理的評価の効果が十分反映される仕組みとする。

(4) 代行型から加算型への変更を行う場合、繰越不足金の償却について猶予を行うことができる。

(厚生年金基金)

現在、代行型から加算型に移行する際は、繰越不足金を全額償却しなければならないが、加算型への移行は、財政の健全化になることから、掛金の引下げを行わない条件で、この繰越不足金の償却を次期財政再計算まで猶予できることとする。

**(5) 変更計算において、基礎率の見直しを行った場合には、次回の
財政再計算は変更計算から 5 年後とすることができる。**

(厚生年金基金)

財政再計算を行う時期については、直前の財政再計算から 5 年を経過した事業年度末に行うこととされている。また、加入員数が 20% 以上変動した等の場合には、5 年を経過する前に変更計算を行うこととなっている。

変更計算において、予定脱退率等の計算基礎率の見直しを行った場合には、次回の財政再計算の基準日は、変更計算に該当した事業年度末から 5 年を経過した事業年度末とすることができる。

**(6) 代行給付相当額の算定について、基金の実態を反映したものと
する。**

(厚生年金基金)

代行給付相当額の算定にあたっては、厚生年金本体の支給と厚生年金基金の支給の実態を反映したものとなるように、基金の事務処理の負担を考慮した上で見直しを行う。

(7) 最低責任準備金調整加算 (控除) 額の算出に用いる厚生年金本体利回りの通知を早期化する。

(厚生年金基金)

平成 2 1 年度決算より、最低責任準備金調整加算 (控除) 額を設けて「期ずれ」の調整を行っている。当該額の算出に用いる「厚生年金の決算報告書における時価ベースの実績利回り」については、8月上旬に公表されているが、より早期に決算を確定できるよう、当該利回りの通知を早期化する。

(8) 当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした特例掛金の設定ができることとする。

(確定給付企業年金)

当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした特例掛金の設定は、厚生年金基金において認められている。

特例掛金の設定により、財政運営の安定化に寄与することから、確定給付企業年金においても、厚生年金基金と同様に、当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした特例掛金の設定ができることとする。

・その他関連事項

(1) 給付減額の要件を見直す。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

資産運用におけるボラティリティが増大している中、企業年金は厳しい運営を強いられているが、老後資産の形成に寄与するものとして、各企業年金は持続可能な制度とすることが重要である。

そのような中、母体企業の経営状況等を踏まえて種々検討した上で、制度を継続する手段として給付減額を実施せざるを得ない場合には、適切なプロセスによる労使合意をもって可能となるよう制度・手続上の諸要件を見直すこととする。併せて、受給者等についても、加入員等との著しいアンバランスが生じないよう検討することとする。

また、給付減額の該当要件についても、例えば、厚生年金基金及び確定給付企業年金から確定拠出年金への一部移行に関しては給付減額に該当しないとすること、基金において代行型から加算型に移行する場合に、全体の総給付現価が減少していなければ、移行により一部の加入員等に係る給付現価が若干減少しても給付減額に該当しないとする等、緩和することとする。

(2) 厚生年金基金の合併について、簡素化・迅速化の観点から制度の変更等を行う。

(厚生年金基金)

厚生年金基金制度を存続しようと考えている事業所又は基金にとっては、合併により、規模の拡大による基金運営の安定化、資産運用のスケールメリット等を得ることが、有力な選択肢となっている。

そこで、合併等の制度がより機動的・迅速に活用されるように、以下のような制度変更等を行うこととする。

- ・資産運用と事務所の統合から始め、給付設計や掛金の一本化は後から行うことができるよう、財政運営基準を緩和すること。
 - ・他基金との合併を想定した基金分割時における人数要件を緩和すること。(合併後の加入員数にて判定を行う。)
 - ・基金が既に解散の方針を固めている中で権利義務の承継を希望する事業所が存在する場合に、代議員の同意等に関する要件を緩和すること。
- 併せて、当該承継事業所に係る年金原資の算定方法等に関して、合理的な方法で短期間に決定できるような一定の基準を設けること。